

# 浄化槽の法定検査を行う指定検査機関の指定に係る審査基準

## 1 浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第55条第1項関係

### （1）業務実施計画

職員、設備、検査業務の実施の方法その他の事項についての検査業務の実施に関する計画が、検査業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。（第1号）

- ① 申請者が、検査業務を適正かつ確実に実施するため、検査員、水質分析の技術者及びその他職員の確保に関する計画が適切に策定されており、併せて検査員一人あたりの検査基数が適切に設定されていること。
- ② 検査業務に要する車両及び機器等、並びに水質分析に要する機器等について、適切に整備されている（水質分析に要する機器については、外部委託する場合を除く。）こと。
- ③ 検査業務の実施方法に関する計画には、下記の事項を記載したものが整備されていること。
  - ア 検査部門の組織
  - イ 会計処理
  - ウ 検査料金及びその収納方法
- ④ 検査業務の中立性及び透明性を確保するため、検査業務を専門に行う検査部門が設置されていること。
- ⑤ 検査業務の情報公開、理事会及び委員会の議事録の公開等を積極的に行うものであること。

### （2）経理的及び技術的基礎

検査業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること（第2号）

- ① 経理的な基礎については、財産目録、貸借対照表、事業計画書及び収支予算書等の関係書類から、検査業務の実施に関する計画を適正かつ確実に行うに足りると判断されるものであること。
- ② 技術的な基礎については、計画に応じて検査業務の適正かつ確実な実施に必要な検査員が置かれており、水質分析に関しても同様に技術者が置かれている（水質分析を外部委託する場合を除く。）こと。

### （3）業務と地域における浄化槽の設置基数との状況

業務の実施が、当該業務が行われる地域における浄化槽の設置基数その他当該地域の検査業務に係る状況に照らし、必要かつ適当であること（第3号）

- ① 業務を行おうとする地域における浄化槽の設置基数に対し、検査実施計画基数が適正なものであること。
- ② 上記の検査実施計画基数に対し、検査員の人数が適正に配置されていること。

### （4）検査手数料

検査の手数料の額は、適当と認められる額であること（第4号）

次に掲げる事項から、手数料の額が適切かつ明確であると判断されるものであること。

- ア 検査業務の実施に関する計画に基づき、適切に設定されている。
- イ 原則として、損益の均衡を図り、法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないものである。
- ウ 事業費、管理費の支出は適切な範囲に抑えられている。
- エ 県内に他の指定検査機関がある場合は、手数料の額の整合がとれている。

#### (5) 検査員の配置

浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有する者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する環境衛生指導員として浄化槽に関する実務に従事した経験を有する者が置かれていること(第5号)

#### (6) 信頼性の確保

水質に関する検査の信頼性の確保のための措置がとられているものであること(第6号)

次の体制等を整備していること。

ただし、計量法第107条に基づく環境計量証明事業(濃度)に登録している場合は、水質分析に係る事項について、省略することができる。

① 水質に関する検査を行う部門には、検査員と同等以上の能力を有すると認められる専任の管理者(検査業務を統括し、管理する権限を有している者)が置かれているものであること

② 検査業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されているものであること

ア 検査の実施、工程管理、試料採取、試薬管理、機械器具保守管理等に関する標準作業書

イ 精度確保のための措置(分析等の一部を外部に委託する場合は、その精度管理の方法を含む)

ウ 検査結果書の検定、発行の方法

エ 検査員等の教育訓練及び技能評価

オ 検査業務規定の変更及び検査機器、物品の購入等の手続き

カ 検査台帳、検査結果、精度管理その他検査業務に係る文書の保存

③ ②に掲げる文書に記載されたところに従い、専ら検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が設置されているものであること

④ 検査業務に関して定期的な内部監査が実施されていること。

#### (7) 個人情報保護

個人情報が適正に管理されていること。

## 2 規則第55条第2項関係

申請者が次のいずれかに該当するときは、指定検査機関の指定をしないものとする。

① 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であるとき。(第1号)

② 申請者が役員の構成又はその行う検査業務以外の業務により検査業務を公正に実施できないおそれがあるとき。(第2号)

ア 特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)の割合が理事現在数の3分の1以上であるとき。

イ 浄化槽に係る業務に携わる者の割合が理事、評議員いずれかの現在数の3分の1以上であるとき。

なお、浄化槽に係る業務に携わる者とは、浄化槽工事業者、浄化槽製造業者、浄化槽清掃業者及び浄化槽保守点検業者をいう。

ウ 検査業務以外の業務として、浄化槽の製造、工事、清掃又は保守点検のいずれかがあるとき。

③ 申請者が、浄化槽法(以下「法」という。)の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。(第3号)

④ 申請者が、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。(第4号)

- ⑤ 申請者の役員のうち、法の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。（第5号）
- ⑥ 申請者の役員等が、次のいずれかに該当するとき
- ア 役員等（代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団、暴力団員又は（1）から（4）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - カ 業務の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に業務の履行を委託し、又は請け負わせていると認められるとき。

#### 附則

（施行日）

この審査基準は、平成28年11月30日から施行する。

ただし、施行の日までに指定を受けている者については、平成32年3月31日まで、なお従前の例による。